

明治十年代における衛生行政

——後藤新平と「日本的」衛生概念の形成——

笠原英彦

- 一、はじめに
- 二、明治十年代の衛生環境
- 三、愛衆社と後藤新平
- 四、後藤新平と地方衛生視察
- 五、結び

一、はじめに

内務省の衛生行政論の基調は、初代衛生局長長与専斎から第三代衛生局長後藤新平に受け継がれた⁽¹⁾。それは西洋近代医学を基礎とし、「衛生警察」、「自治衛生」の両概念を二大支柱とする構想であった。ただし、「衛生警察」と「自治衛生」の二つの概念はともすると互いに齟齬する要素を内包しており、それ故につねに行政上その「緩急」に配慮し、両立に腐心せねばならなかった⁽²⁾。

長与と後藤に共通する視点として、「衛生」に「包括的な定義⁽³⁾」を与えた点があげられる。すでに長与が『松香私志』の中でふれたように、「人生の危害を除き国家の福祉を完うする所以の仕組⁽⁴⁾」として、伝染病等の予防にとどまらず、救貧、上下水道の整備や家屋の建築に加え、薬品、飲食物等への配慮に及ぶ、「およそ人間生活の利害に繋れるものは細大となく收拾網羅して一団の行政部⁽⁵⁾」を形成することをめざしていた。

かかる長与の「衛生」概念は、明治九年の米国視察を契機に「自治衛生」の重視として具体化された。それは、視察の翌年、長与が時の内務卿大久保利通に具申した「衛生意見」の中で、「貧民ノ施療伝染病流行病ノ救治予防死生婚嫁ノ調査統計及ビ飲食料ノ検査汚芥溝渠濬疏拆等直チニ人身ノ健康ヲ保護スルモノ⁽⁶⁾」として「直達衛生法」を分類したことによく表れている。さらに長与はその施行にあたり、「親シク人民ノ生産活業ニ関涉スルモノニシテ各地風俗人情ノ異同ニヨリテ一渠ニ拘束スベカラザルノ情勢⁽⁷⁾」を指摘し、「地方ノ情况ヲ酌量シ周旋施行スル⁽⁸⁾」ことを主張した。

明治十六年、後藤が内務省衛生局入りするきっかけとなった有名な建白に、「健康警察医官ヲ設ク可キノ建言⁽⁹⁾」がある。同建白の中で、後藤は、「各自痾病ヲ未発ニ芟除シ、原因殆ンド枯レ、病痾自体ニ感染シテ医治ヲ要スル虞ナカラシムルニ至リテ、甫メテ衛生ノ挙、美ヲ尽クシ、又善ヲ尽クシタリト言フベキナリ⁽¹⁰⁾」とし、また「民間痾冠ナシト雖、予防ヲ怠ル時ハ必ズ惨痾ニ罹ル者ナリ⁽¹¹⁾」と警鐘を鳴らしている。こうした後藤の意見は、広い意味で長与のめざす衛生行政と同様の志向を有し、よって後藤の内務省御用掛への就任に結実してゆくことになる。

後藤の建議はまず、当時の愛知県令安場保和の入れるところとなり、後藤は衛生調査のため、県より上京を命じられた。その際、後藤は内務省に長与衛生局長を訪ね、懇談の機会を得た。懇談の内容については、後藤著「東行の概表」の中に、「一日局長新平ニ謂テ曰、凡ソ全国衛生事務ノ隆盛ハ、各地方衛生掛ノ勉力ト、医輩ノ勇

進奮勵トニアリ。假令ヒ衛生局何的ノ良法ヲ分布スルモ、地方ニ之ヲ施行スル人ニ乏シケレバ、徒法ニ属スルガ故ニ、地方衛生家ハ極メテ其職ヲ勉勵シ、郡区ニ適シタル方法ヲ設ケ、精密ニ衛生事務ヲ調理シ、以テ衛生局ニ報セザル可カラズト。又新平ガ呈スル衛生論及ビ別誌ノ諸件ハ、些ク實際ニ難キコトアレドモ、注意シテ之ヲ施サバ、向來ノ良績ヲ期望シ得ベシト言ヘリ。⁽¹²⁾とみえている。

早くから、後藤が「衛生警察」のみならず、「自治衛生」にも心を砕いていたことは、明治十三年の愛衆社の創設にみてとれる。⁽¹³⁾同僚、石川詢と伊勢の菰野温泉に同行した後藤は、「衛生私会」の開設で意気投合し、翌十二年、有師会を設立、その後瀧浪圖南らの参画をえて、同年末、県に対し愛衆社の設立を申請し、許可された。

翌十三年一月、後藤らは「愛衆社設立ノ告示」を頒布して、参加者を公式に募った。同告示には、「良医輩出ノ期」⁽¹⁴⁾に臨み、「苟モ司令ノ職ニ居ル者、豈唯此ヲ政府ニ委ネ、徒ニ袖手傍觀シ、己ノ名利ニ汲々トシテ、一モ為スコトナクシテ已ム可ケンヤ。是唯杏林ノ道ニ反クノミナラス、愛國ノ情ニ亦薄キ者ト称シテ可ナリ。」⁽¹⁵⁾との認識を示した。その上で、「畢竟吾党ノ正鵠ハ、他日衛生医事ノ議會ヲ起コスノ權与ニシテ、公衆ヲ嘉域ニ導キ、富国強兵ノ一助トナサン」⁽¹⁶⁾とその目標を掲げた。

「愛衆社ノ主旨」⁽¹⁷⁾にある通り、愛衆社は「衛生医事」の向上をめざす医師の協議機関として出発し、「医学政事」(衛生警察)にかかわる緊要の場合は地方官庁に建議するなど、地方衛生会の先駆として順調な滑り出しをみせた。同社の活動は、地方衛生会の黎明期を知る手掛かりとしてのみならず、後藤における「衛生警察」と「自治衛生」とを経験的に結びつけるという点でもとりわけ注目値する。

こうした後藤の「自治衛生」への理解をさらに深化させる契機となったのが、内務省入りして最初の仕事となつた、地方巡視であつた。明治十六年、売薬税収入により拡大した衛生局は、防疫事業、医籍事業、水道事業に加え、地方巡視を一大事業に位置づけた。⁽¹⁸⁾この年は、山県有朋の建議に始まる大規模な地方巡察使が派遣された

年であり、中央政府の地方行政に対する関心が高まった年でもあった。⁽¹⁹⁾

また、衛生行政にしばってみれば、これに先立ち十年代前半、コレラ禍という手痛い洗礼を受けていたことも、十分視野に置かねばならないであろう。

そこで、本稿では、衛生行政を取り巻く環境を十分に念頭におきながら、名古屋時代からの後藤の「衛生」概念の変遷を跡付けるべく、愛衆社における経験や内務省入省当初における活動に着目する。それにより、後年の著作『衛生制度論』に向けて、後藤が「日本的」衛生概念を形成してゆく過程を明らかにしてみたい。⁽²⁰⁾

(1) 拙稿「近代日本における衛生行政論の展開―長与専斎と後藤新平―」『法学研究』第六九巻第一号、参照。

(2) コレラのような感染力の強い伝染病が蔓延した場合、避病院への隔離や交通の遮断といった強制的措置を講じる上から、警察力の介入は不可避である。しかし、その場合、医学や医療に暗い民衆の抵抗や反発を惹起することは免れない。また、民情や風土の相違が、地域により異なった病気観や医療環境を生み出すことも十分考慮されねばならない。こうした観点から、長与衛生局長は「衛生取締章程」の頒布に踏み切った。

(3) 鶴見祐輔『後藤新平』第一巻、昭和四十年、勁草書房、三二二頁。

(4) (5) 小川鼎三・酒井シズ『松本順自伝・長与専斎自伝』昭和五五年、平凡社、一三三―一三四頁。

(6) (8) 国立国会図書館憲政資料室所蔵『大久保利通文書』「衛生意見」。

(9) 関連する建白に「愛知県に於て衛生警察を設けんとする概略」等がある（前掲『後藤新平』第一巻）。

(10) (11) 国立国会図書館憲政資料室所蔵『後藤新平文書』「健康警察如何を設くべき建白」。

(12) 『後藤新平文書』「東行の概表・官命にて東京に出張せし報告書」。

(13) 同社設立時の医療環境について、「愛衆社設立の告示」は、「今や本邦ノ醫學未ダ善ヲ尽シ美ヲ尽スニ至ラスト雖モ、日ニ駸々乎トシテ隆盛ニ趣クノ時」との認識を示している。

(14) (16) 『後藤新平』第一巻、二六四―二六五頁。

(17) 同「主旨」では、このほか、医師社会の肅清などにもふれている。

(18) 地方衛生巡視の先駆としては、大学医学部教授三宅秀の明治十三年「地方衛生巡察要領」がある。

- (19) 明治十六年の地方巡察使による『復命書』でも、「警察」、「教育」、「土木」などと並んで、「衛生」の項目が設けられていた。元老院議員、渡辺清が新潟県を巡回した折り、「本県下ニ在テハ衛生ノ道殆ント行フ能ハサルモノノ如シ」との辛辣な報告がなされている。新潟については、後に後藤の巡視と比較検討する（我部政男編『明治十五年・明治十六年、地方巡察使復命書』上巻、五四三頁以下）。
- (20) 後藤新平『衛生制度論』、『後藤新平文書』。

二、明治十年代の衛生環境

今日、依然として、法定伝染病に指定されているコレラ⁽¹⁾が、はじめて日本に上陸したのは、幕末、文政年間のことである。そして、コレラが国内で感染爆発を起こし、多数の死者と未曾有のパニックを引き起こしたのは、明治十年代初頭であった。とりわけ、明治十二年三月、愛媛県温泉郡魚町に発生したコレラは、またたくまに全国に拡大し、罹患者数十六万人、うち死亡者十万人を記録した⁽⁴⁾。

該コレラ禍が各地でいかなる混乱を招き、行政当局がいかに対応に苦慮したかは、すでに多くの文献やメディアによって後世に伝えられている⁽⁵⁾。ここでは、伝染病の猛威に対し、内務省衛生局をはじめ関係当局がいかに対処したかを、主として広報活動の面から明らかにしてみたい。

広報活動に着目することにより、伝存する公文書類や当時の新聞からはこれまで知りえなかった当局の方針や基本認識を浮き彫りにすることができるであろう。幸いにして、筆者は、明治十三年に内務省が発行した『虎列刺豫防論解』⁽⁶⁾を入手した。それは、縦十七センチ、横十一センチ大の小型のパンフレットであるが、内容はきわめて充実したものとなっている。

『虎列刺豫防論解』は、発行の前年に猛威をふるったコレラ禍を教訓に、コレラの予防法及び制伏法、そして

その心構えを記した一種の政府刊行物である。同『諭解』を手にして、まず注意を引くのは、それが内務省衛生局と同社寺局との共同編纂であり、また社寺局により出版されている点である。⁽⁷⁾

この『諭解』をめぐるのは、すでに阿部安成氏によるすぐれた論考がある。⁽⁸⁾氏は、近代の「権力秩序」が「衛生の語に表象される規範」によって人々の生活を規律化してゆく過程に着目し、近代の「衛生」が近世の「養生」を敷衍している点と同時に、同『諭解』の検討を通じて「衛生」概念により権力側より賦与された価値の内面化を論じている。その際、後者の意図が社寺局を通じ教導職による説教活動として展開された点を指摘する。⁽⁹⁾本稿では、阿部論文に示唆を得ながらも、『虎列刺豫防諭解』の検討を通じて、当局が緊急な衛生行政の展開過程で、「衛生警察」と「自治衛生」の補完性をいかに捉えていたかを明らかにすることに力点を置いている。そこに日本固有の衛生概念の成立を解く鍵があるにちがいない。

明治十三年、政府はコレラによる被害の大きさに衝撃を受け、矢つぎ早やに種々の対策を講じた。同年一月、内務省は権中警視、石井邦猷を中央衛生会委員に任命して、同省警視局との連携を強化、「衛生警察」の拡充に配慮した。⁽¹⁰⁾また、翌二月には、内務省布達第十六号により、衛生事務の拡張に対応して各府県に判任官増員を指示し、「自治衛生」の強化にも腐心した。⁽¹¹⁾

これと同時に、コレラの如き伝染病対策には、民衆の理解と協力が不可欠であるとの考えから、「神仏各管長ニ虎列刺豫防諭解ヲ交付シ説教ノ際説諭セシム」⁽¹²⁾よう指示した。これこそが、上述の『虎列刺豫防諭解』による広報活動にほかならない。

『諭解』の冒頭では、政府のコレラ対策に対し、「細民」が「病毒ノ畏ルベキヲ知ラズ」、「隠蔽忌避」をなし、当局の指示についても「誠実ニ之ヲ遵守スルモノ少ナキ」点が指摘されている。⁽¹³⁾すなわち、民衆の無理解と抵抗が、避病院への隔離や交通規制といった「衛生警察」の活動を阻害していた。⁽¹⁴⁾したがって、まず民衆を教化し、

コレラへの理解と予防、制伏の合理性を啓蒙する活動が必要であるとの認識に達したのである。

そこで、政府は教導職を動員し、人々の信仰心に訴えかけた。病には「病毎ニ病トナルベキ天然ノ道理」があるとして、信仰と同時に「一定ノ常則即チ療養ヲ施」すことの重要性が強調された⁽¹⁵⁾。

コレラの予防と制伏を目標とする『論解』では、「病ノ此町此村ニ入込ヌ様予メ用心スルノ仕方」や、「既ニ此町内此村内ニ入りタル後ニ施行フ仕方」が説かれ、同時に、「一人ノ命ヲ失フノミナラズ、一町一村ニヒロガリテ数千ノ難儀トモナル」といった基本認識の浸透がめざされた⁽¹⁶⁾。

したがって、『論解』では極力、「誤解」や「妄説」の除去に細心の配慮が施され、人々に「病敵ヲ退治スル念慮」が期待された。すなわち、各人に信仰を通じて病への姿勢を改めさせるとともに、共同体の保持を持ち出すことで人々の社会性にも訴えかけ、「自治衛生」への理解を深化させようとしたのである。

『論解』の結びには、「一人安全ナレバ、家内モ、町内村内モ安全ニシテ、天下モ太平ナリ」とみえ、時代を問わず伝染病対策の要諦である自助努力が喚起されている。その背景には、こうした民衆教化が、ひいては衛生委員や警察への通報、避病院への隔離を促進することになるとの当局の政策的意図が働いている。まさに、「自治衛生」の進展こそが「衛生警察」の強化につながるとの理解である⁽¹⁷⁾。

阿部氏はさきの論考で、近代における「公衆」や「国民」との関連においてフオークロアや養生論の動員が人々の能動性を生む点に着目したが⁽¹⁸⁾、衛生行政の視点からは、叙上の如く『論解』を媒介とする「自治衛生」と「衛生警察」の結合が確認されるのである。

(1) コレラについては、今日、インド、ガンジス川流域を発生地とする「アジア・コレラ」とインドネシア、セルベス島を起点とする「エルトル・コレラ」が知られている。因みに、現在国内でみられるのは、海外渡航者により持ち込まれる後者の事例が多い。もっとも、明治初期に蔓延したコレラは前者と考えられ、嘔吐、水様下痢、脱水を主

- 訴とし、コレラ顔貌を伴うとともに、発症まもなく意識障害を起こして重篤化し、死亡することも珍しくなかった。
- (2) 幕末から明治初期にかけてのコレラの流行については、立川昭二『病気の社会史』平成七年、日本放送出版協会、一六九頁以下、および内海孝「伝染病と国家・外国人・不潔の構図」『歴史学研究』六三九、六四〇号、同「アジアコレラ対策と不潔の排除」『社会科学討究』三八二、参照。
- (3) 明治十二年におけるコレラの感染状況および地方庁の対応については、拙稿「近代日本における衛生行政論の展開」『法学研究』第六九巻第一号、小島和貴「我が国近代医療行政の形成—明治一二年、コレラ対策を中心として」『慶應義塾大学大学院法学研究科論文集』第三六号、参照。
- (4) なお、このとき、衛生行政上問題となったのは、治外法権下における防疫対策の限界、衛生警察と自治衛生の相剋であった。過渡的に施行された措置としては、「海港虎列刺病伝染予防規則」や「虎列刺豫防仮規則」等の法令および布告がある（国立公文書館所蔵「公文録」明治十二年六月、内務省一、「医制百年史」資料編、二四二頁以下、「衛生局第五次年報」内務省年報・報告書第九巻、「検疫制度百年史」二八頁以下等参照）。
- (5) 前掲拙稿、九四—一〇三頁、および小島和貴「近代日本衛生行政における中央・地方関係—神奈川県を中心として」『政治経済史学』第三六〇号二八頁以下参照。
- (6) 内務省社寺局、衛生局編輯『虎列刺豫防論解』社寺局出版、明治十三年四月。コレラのような感染力の強い伝染病の予防には、生活習慣の改善もまた有効である。かかる視点から、「論解」は日常生活諸般にわたる清潔さへの配慮を具体的に説いている。ここから「論解」を「養生自衛の書」とみる見解が生まれる（小野芳朗「衛生の諸相」、吉田光邦『一九世紀日本の情報と社会変動』昭和六〇年、京都大学人文科学研究所）。
- (7) 『内務省史』三、神社行政、参照。
- (8) 阿部安成「伝染病予防の言説—近代転換期の国民国家・日本と衛生」『歴史学研究』六八六（平成八年七月）。
- (9) 国立公文書館所蔵『太政類典』第二編、一三、教法、「教導職職制」明治五年四月以降の教部省布達参照。明治政府による祭政一致政策は迂余曲折するが、明治五年のいわゆる教部省、大教院の設置により一応の方針が示されたすなわち、「敬神愛国ノ旨ヲ体スベキ事」、「天理人道ヲ明ニスベキ事」、「皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシムベキ事」とした三条の教則は、神官のみならず、同じ教導職とされた僧侶にも勸行が求められた。この宗教政策には、開化政策と民衆の旧慣との相剋を教導職による教化によって緩和する政府の意図が秘められていた。『虎列刺豫防論解』の編

纂と教導職による説教はかかる方針の延長線上にあったものと考えられる（安丸良夫他『宗教と国家』昭和六三年、岩波書店、一五三頁以下、同『近代天皇像の形成』平成四年、岩波書店、一六四—一九七頁、参照）。

(10) 『太政類典』衛生一、「権中警視石井邦猷中央衛生会委員被命」（明治十三年一月二十日付）。

(11) 『公文録』内務省二、「衛生事務拡張ニ付判任官増員ノ件」（明治十三年二月付）。なお、同『公文録』所載「衛生課設置ニ付布達類頒布増数ノ件」により、自治衛生の着実な進展を確認することができる。

(12) 『太政類典』教法、「神仏各管長ニ虎列刺予防論解ヲ交付シ説教ノ際説諭セシム」（明治十三年四月十七日付）。

(13) 前掲『虎列刺豫防論解』。

(14) 明治十二年八月十五日付『東京曙新聞』は、石川県下でいわゆる「虎列刺送」をめぐる民衆と警官隊との衝突を、また同年九月上旬掲載の『東京日日新聞』、『朝野新聞』等は、各地のコレラ騒動を詳報している。

(15) 前掲『虎列刺豫防論解』。

(16) 『公文録』内務省四、「大分県虎列刺病流行ニ付雇巡查増員ノ件」や、同じく『公文録』内務省二、「神奈川県相州長浦ニ於テ虎列刺病豫防取締ノ為ノ巡查増員ノ件」（明治十二年六、七月）等に見えるように、事態の鎮静化のために警察力の増強に力点が置かれていたが、コレラ騒動の引き金は多く避病院への誤解にあった。

(17) 前掲『虎列刺豫防論解』。

(18) 前掲阿部論文、三〇頁。

三、愛衆社と後藤新平

明治十年代前半に猛威をふるったコレラ等への対処の経験から、後藤は愛知県病院長として、「衛生警察」の重要性を強く認識していた。⁽²⁾それは先にふれた一連の建白からも知られるが、同時に後藤は、地方社会が衛生の重要性を正しく認識し、組織的かつ主体的に不断の予防に取り組む必要性を強調するに至った。このことは、愛衆社の準備段階で、機関誌『四季醫報』が「衛生ノ道ヲ拡張セント欲スルトキハ唯之ヲ官ニノミ委ネス、有志団

結シ相謀ルニアリ⁽³⁾」とした点に如実に反映していると言えよう。

そこで、名古屋時代、後藤が「自治衛生」のあり方を経験的に学び、独自の「衛生」概念の成熟をはかってゆく過程⁽⁴⁾を、愛衆社の活動を通じて確認しておきたい。幸い、愛衆社関係の主要な資料は、水沢市後藤新平記念館所蔵『後藤新平文書』の中に見いだされる。

このうち、創設の過程や発足にまつわる主要文書は、既に鶴見祐輔『後藤新平』等にもその摘要が引かれている。したがって、ここでは同書未収の部分を中心に、愛衆社の活動および後藤自身の認識をより深く理解するための補完的整理を試みたい。⁽⁵⁾

そもそも、上記の伝記中に引かれる機関誌『四季醫報』は、「衛生医事」に関する議論を活性化するためののみならず、「本社（愛衆社―筆者）鍼路ノ方位ヲ江湖ニ示シ、猶モ有志ヲ募リ、共ニ衛生医事ノ進歩ヲ謀ラン⁽⁶⁾」とする目的を担っていた。そこで、社の主旨を内外に示すべく、「本社型典彙編ヨリ要ヲ摘シテ⁽⁷⁾」掲載に努めたのである。

愛衆社の活動中、とりわけ注目されるのは、「愛衆社規則摘要」にみえる「私立衛生会（毎年四回）」と「醫事講究会（毎月二回）」の開催であろう。『四季醫報』でも、その模様は詳細に報じられている。第一回私立衛生会については、「明治十三年二月二十二日（第四月曜日）私立衛生会仮会場ニ於テ開会ス。社員会スル者六十六名、又社ノ招キニ應シ臨場スル者、陸軍軍医内田正、愛知公立病院及医学校教頭学士老烈（ローレッツ）氏、私立博愛病院院長代理浅井吉二郎、愛知愛岐官報ノ三新聞記者及第十一国立銀行長尾長右衛門等トス。午前第十時社員悉ク議席ニ就キ番号ニ従ヒ列座ス⁽⁸⁾」と、その模様が詳報されている。同紙によれば、その後、投票の結果、会長に後藤新平、次長に早川順養、会幹石川詢、同瀧浪圖南が選出された。

引き続き同会では、愛知公立病院及医学校教頭ローレッツ氏により「衛生警察法」と題する講演が行われた。講演の中で、ローレッツ氏は衛生警察の要点を次のように論じた。「衛生法ヲ奨励スル主宰者ノ任ヲ擔ヘル者ハ法律

学。化学。理学。器械的工業学。地理学。地質学。水学。算数学。水陸建築法。道路築造法。製造所概況。他国語。及数多ノ学科ヲ涉獵シテ之ヲ熟習シ、其他民俗人情等ニ通曉セサル可ラス……（中略）……民情風俗ヲ洞察シ其事ノ施行シ得ヘキカ然ラサルカヲ熟知セサル可ラストス⁽⁹⁾。すなわち、演題こそ「衛生警察」であるが、ローレッツ氏の関心はむしろ「民情風俗」に十分配慮した「自治衛生」に向けられていたとみるべきであろう。諸科学に裏打ちされた衛生法は、民衆の意識と風土に立脚してはじめて実効性を確保しようとの主張である。ここに、「衛生警察」と「自治衛生」の相互補完性の認識が明瞭に示されていると言えよう。

さらに、本会ではコレラ病が重要議題の一つに取り上げられ、『虎列刺病論』の編纂が企図され、編集委員長後藤以下の委員が選挙された。そして、主宰者たる後藤は開会の祝辞の中で、「夫衛生ハ人生須臾モ欠ク可ラサルノ要法タルノミナラズ、邦国富強ノ原素ニシテ、百科ノ学威等之レカ隷属タルニ過ギス。……（中略）……大政府地方衛生会ノ新令ヲ下タシ、暗ニ其揆ヲ同フス。是レ元ヨリ時運ノ帰スルト雖モ、仰モ鄙見ノ此ニ符合セシハ実ニ喜悅ニ堪ヘス⁽¹⁰⁾」と自己の衛生観と衛生行政の動向にふれた。

後藤の「自治衛生」の具体化は、愛衆社の活動を通じて地方衛生の進展をはかる点より始められた。それは明治十六年二月、大日本私立衛生会が発足し、愛知県支部が設置された際、愛衆社が事務内容を一括して同支部に移管する形に発展した。⁽¹¹⁾すなわち、愛衆社の活動は、中央の衛生行政に呼応する形で進められ、いわば愛知県における受け皿としての役割を担ったものと言えよう。

同上の機関誌でも、明治十三年七月二十七日開会の愛知県地方衛生会の模様が報じられている。そこで、地方衛生会の構成人が以下のように決まった旨が掲げられている。

会長 愛知県令国貞廉平 一番「県会議員」 早川竜平 二番（副会長）横井信之 三番「開業医」 近藤坦平 四番「開業医」 鈴木玄仲 五番「公立病院長心得」 後藤新平 六番「開業医」 中野隆輔 七番「衛生課長」 佐々木復介 八番

「県会議員」堀部勝四郎 九番「公立病院薬局長」岩城八郎 十番「県会議員」宮田慎一郎 十一番「開業医」久保了
 齊 十二番「二等警部」阿川光裕

以上の人選は、前年十二年十二月、太政官達第五十五号「地方衛生会規則」第二条に沿って進められたことがわかる。地方衛生機構については、明治七年の医制制定時より漸次拡充、強化が図られてきたが、明治十年代初頭のコレラの蔓延が機構の整備にさらに拍車をかけた¹²⁾。

また、地方庁内部でも衛生行政への対応が急速に求められた。すでに、東京、大阪、京都の三府を中心に、各地方レベルにおける衛生行政の徹底をはかるため、地方官兼務ないしは専任の医務掛が、そしてこれを補佐すべく民間から、医師、薬舗主、家畜医等から医務取締が選任されていた。愛知県の場合でいえば、構成員の中に「衛生課長、佐々木復介」の名がみえる。これは急遽、地方衛生会の発足に並行して、「府知事県令ノ指揮ニ従ヒ成規ニ依リテ管内衛生ノ事務ヲ整理シ其新設ノ事件及ヒ改良ノ方法ニ係ル者ハ地方衛生会ノ議ニ付シ之ヲ施行スル而シテ重要ノ事件ハ施行ノ前之ヲ内務省ニ稟議スヘシ」と謳った「府県衛生課事務条項」（内務省達乙第五十五号）に基づき、内務省が知事、県令の人事権を飛び越える形で、地方衛生課の設置を指令したことの反映といえる¹³⁾。

なお、愛衆社の活動の軌跡については、尾佐竹猛博士所蔵『愛衆社四季醫報』により、開設後一年間の活動を知ることができる。そこでこのうち、明治十三年四月以降、同年十二月までの同社「紀事概略」を摘記することにより、後藤の地方衛生活動の一端と濫觴期の地方衛生会の実態を確認しておきたい。

同「紀事概略」によると、四月にはまず、第一回私立衛生会の議決を受けて、同社社則や設立の趣旨等が編集頒布された。五月には、横井副会長の尽力により、中央の医学、衛生関係者を名譽社員とすることで、中央とのパイプを構築した。因みに、このとき、陸軍一等軍医兼大学医学部総理、石黒忠恵、東京府病院院長、長谷川泰、

大学医学部教授、樫村清徳、陸軍一等軍医兼名古屋鎮台病院長、横井信之、内務省衛生局長、長与専斎、大学医学部教授、三宅秀らが特選された。六月には、第一回私立衛生会の議決に基づき、『虎列刺病論』が編纂され、同時に博愛病院により「該病論ノ編纂」がなされた。同月には、第二回私立衛生会が愛知県医学校で開催された。さらに、同年七月には、静岡、三重、長野、新潟、石川、岐阜六県による連合衛生委員会が愛知県庁で開催された。⁽¹⁴⁾前掲『四季醫報』によると、同会議では、「伝染病予防規則及地方衛生会議事細則、郡区医配置法、町村衛生委員事務取扱手続等」が議題とされた。席上、『愛衆社型典彙編』が各県担当者に配付され、「各県下有志ヲ奨励シ衛生拡張ニ尽力アランコトヲ依嘱⁽¹⁵⁾」した。また、同年九月には、名古屋東本願寺別院で第三回私立衛生会が開催された。翌十月には、愛知県医学校において第一回の醫事講究会が開かれ、横井、石川らが講演した。このように愛衆社は好調な滑り出しをみせ、後藤の企図した「自治衛生」は、内務省に先行する形で具体化され、いわばモデル・ケースを提供したのである。

(1) 前掲拙稿「近代日本における衛生行政論の展開」第三章、参照。なお、近時のコレラに対する衛生行政の実態を中央・地方関係から論じたものに、小島和貴「近代衛生行政における中央・地方関係―神奈川県を事例として―」『政治経済史学』第三二六〇号がある。小島氏の論文は、神奈川県を例に「自治衛生」の実態を医学的措置と衛生工学的措置の両面から実証的に明らかにした好論である。

(2) 国立国会図書館憲政資料室所蔵『後藤新平文書』、「健康警察医官ヲ設ク可キノ建言」には、伝染病への対処法として「健康警察醫官」を設け、「該醫官ハ略欧州ノ醫學ニ通曉スル者ニシテ、人民及病院ヨリ、其給料ヲ教頭ノ下命ニ随ヒ、而シテ病院内ノ一局ニ於テ、一小吏(筆算ニ従事スル者)ト共ニ職ヲ奉スル者トス。」とし、全十一條からなる医官の職務章程が列記されている。

(3) 『後藤新平文書』「紀事、愛衆社設立之略史」、及び前掲『後藤新平』第一巻、二六四頁。

(4) 後藤はかねて医学を「長袖流の小枝」などと軽視した。これは、ドイツ語の修得に必ずしも成功しなかった後藤の一種屈折した西欧観を投影している。彼が当初、医学を学んだのが、変則(翻訳書による医学教育)を主流とする

須賀川医学学校であったことも関係していよう。こうした経緯と後藤の性格、そして多くの出会いが、後藤をして一医者に終わらせず、行政の世界へといざなったと考えられる（『後藤新平』第一巻、北岡伸一『後藤新平』昭和六三年、中央公論社、八頁以下参照）。

(5) とくに『後藤新平文書』中の愛衆社機関誌『四季醫報』の精査が重要であろう。

(6) (8) 『四季醫報』第一号（明治十三年九月）。

(9) オーストリア人医師、ローレツは愛知県病院付属医学学校の教師として、後藤の衛生思想形成に大きな影響を与えた。講演の中でも、医学にとどまらない諸科学の十分な応用を重視する一方、民情や風俗にも眼を向け、早くに「衛生警察」と「自治衛生」の両立の必要性を主張していた。こうした主張は、長与らとの接触と同様、後藤の衛生思想に影響を与え、「衛生制度ヲ実施スルニハ、世態、人情、風俗、職業ノ変遷ト比照シテ考察ヲ加フヘキコト」（『衛生制度論』）との考えに結実していったとみられる。

(10) 『四季醫報』第一号。

(11) 『後藤新平』第一巻、二六九頁。

(12) 明治十二年十二月二十七日、太政官達第五十五号「地方衛生会規則」第九条によれば、地方衛生会が議定すべき案件は、「一、衛生上ニ関スル布告布達等ヲ該地方ニ実施スルノ方法」、「二、府県ニ於テ発行スヘキ衛生上ニ関スル布達ノ草案」、「三、府知事県令ヨリ発セル議案竝ニ中央衛生会内務省衛生局及ヒ郡区町村衛生掛ノ尋問ニ係ル事項」の三点であった（厚生省医務局編『医制百年史』資料編、昭和十一年、ぎょうせい、一〇頁）。

(13) すでに内務省は、前年五月、コレラ対策上の必要から、第四十四号並びに同四十九号により、「衛生事務担当の吏員を置き候様」達していた。しかし、コレラの蔓延は医療のみならず衛生諸般にわたる行政需要を生み出し、地方衛生機構の整備が焦眉の急となった。そこで、地方衛生会規則制定と符節を合わせる形で、同日内務省達第五十五号により「府県衛生課事務条項」が制定される運びとなった。その事務条項は七項目からなる。第一は、医師、製薬家の開業等に対する監督、売薬等の調査、販売の観察を内容とする「医事取締の事」である。第二は、水道、飲料水及び食品の衛生管理に関する「飲食料取締の事」であり、第三は、道路や学校、病院等の公共施設の衛生管理や遺体埋葬に関する検査等を規定した「清潔法注意の事」である、第四は、コレラ、チフス等伝染病に対する消毒法、避病院への隔離法の施行実施の把握を内容とする「病災予防の事」、第五は、救民施設の設立法を規定する「窮民救療の事」、

第六は、出産、死亡、病院の設置、さらには医師、薬舗等の営業実態等およそ衛生にまつわるすべての統計を内務省衛生局に報告するとした「統計報告の事」である。そして最後に、第七として、以上に分類できない環境衛生や地方衛生会との連絡調整業務を掲げた「雑件」が設けられていた（『医制百年史』資料編、一一―一二頁）。

(14) 全国を五つのブロックに分け、関係府県の衛生課長らと地方衛生会とが、衛生事務実施上の連絡調整をはかるため、「府県連合衛生会規則」が制定されたのは、明治十六年三月のことである。

(15) 『四季醫報』によれば、このときの出席者は、静岡県三等属、蜂屋定憲、同県十五等出仕、猪原徳太郎、石川県六等属、勝木兼正、同県御用掛、栗村於外吉、三重県五等属、松本美彦、同県七等属、福井清生、岐阜県一等属、井出今滋、同県七等属、山本操、長野県八等属、小林巻蔵、新潟県八等属、緒方宏、愛知県二等属、佐々木復介、同県六等属、塩田義雄らであった。こうした実務者による広域的衛生行政の展開は、伝染病抑止のための先駆的試みであった。

四、後藤新平と地方衛生視察

明治十六年一月、内務省御用掛に就任した後藤は、その初仕事として、新潟、長野、群馬三県の衛生視察に出かけた。⁽¹⁾ 視察は、同年四月二十三日から同年六月二十三日までの二ヶ月間に及んだ。

視察の内容については、『後藤新平文書』（四、衛生局時代）所載の「三、新潟長野群馬三県巡回復命書」に詳しい。⁽²⁾ 復命書は、同年九月十四日、ときの内務卿、山田顕義に提出され、ついで土方内務大輔、西村書記官、長与衛生局長らに回覧された。⁽³⁾

復命書の内容からも推察されるように、後藤が内務省に出仕してまもなく地方視察を思い立った背景には、コレラ禍の苦い教訓や愛衆社での貴重な経験が秘められていた。⁽⁴⁾

地方衛生視察といえば、すでに東京大学医学部教授、三宅秀による前例があった。三宅は、視察の要諦を「地方衛生巡察要領」と題する意見書にまとめていた。⁽⁵⁾ 意見書の中で、三宅は、視察地としては沿岸よりも内陸が、

規模としては「二百戸以上千戸以下ノ市邑」が適當であるとし、さらに学校、囚獄、製造所、温泉等のある地域が望ましいと指摘している。⁽⁶⁾

後藤は三宅の意見を参酌しつつ、地方巡察に対する独自のねらいを次のように復命書の中で述べている。⁽⁷⁾

仰々各国風土ニ随ヒテ、其法度ヲ異ニス。故ニ海外ノ制ヲ採リ、直ニ之ヲ本邦ニ移ス時ハ、往々不適ヲ免レサルハ、夙ニ省議ノ一定スル所ナルヘシ。果シテ然ラハ、則巡回ノ際、此沿革ヲ跡ツネ、汎ク事実ヲ彙聚シ、之ヲ理想ニ照ラシテ、利害ヲ審定スルハ、今日衛生拡張ノ最第一著ノ手段ナルヘシト信ス。

すでにして、後藤は、「海外ノ制ヲ採リ、直ニ之ヲ本邦ニ移ス」ことの限界を指摘し、「日本的」衛生概念の構築を志向していたことがわかる。そのためには、まず何よりも地方の衛生事情をつぶさに観察し、「自治衛生」の実質化を図らねばならなかった。⁽⁸⁾

また、後藤は、同書の中で、「所謂文明ハ健全長寿ノ敵タル実ヲ顕ハス者ニシテ、衛生ノ更張ヲ以テ回復ヲ図ル事ハ、政府ノ急務タル可キノ勢ニ迫リタリ」⁽⁹⁾と論じたように、文明の開化が健康を害する側面を鋭く見抜いていた。後藤の意見書は、開国に伴う海外の先進的な文物の流入が日本の発展に資する反面、生活環境に多大の弊害をもたらす可能性を指摘し、政府に衛生行政への真剣な取組みを迫ったのである。政府も後藤の貴重な意見に注目し、同年十一月十六日以降、随時官報に掲載した。⁽¹⁰⁾

「新潟長野群馬三県巡回復命書」の総括部分に相当する「巡回報告ノ大要」⁽¹¹⁾では、三県の概況について、「未タ初歩ノ状態ヲ免レス、故ニ衛生課設置以来実施セル凡百ノ事業ハ漸ク将ニ緒ニ就カントスルノ期ナリ」との評価が下されている。「大要」はまた、「畢竟衛生ニ従事スル其人ト其資本トノ得失如何ハ、此ノ如キ諸種ノ結果、即香味ヲ生スルノ因縁ナリ」とし、衛生行政の地域格差にふれ、それがひとえに人材と資本の有無にかかっていることを喝破した。⁽¹²⁾

すなわち、人材の確保をめぐっては、「衛生課ハ略々衛生ノ大意ニ通スル人ヲ以テ任用品可キ省達アルモ、其人ヲ得ルニ難シ」とし、財源の確保についても、「県会町村会ニ於テ痛ク費用ヲ減削セラルベキハ、有為ノ資力ヲ失ヒ為ニ掣肘セラルコト少ナカラス」とその実態が報告されている。ことに衛生委員の人選に関しては、「衛生ノ本意ヲ知ラサルヨリ其職ヲ賤視シ、或ハ衛生ハ悪疫予防ノコトナリトシテ、其屍者排泄物取扱ノ責ニ当ラルヲ嫌ヒ、最下ノ人種ヲ以テ之ニ充テ」ていると厳しく批判した。⁽¹³⁾

しかし一方で、後藤は、「地方衛生会開設後、日尚浅ク其効著明ナラサレドモ、實際地方ノ衛生事業ニ裨益ヲ与フルコト蓋シ近ニアラン、何ントナレハ、該会開設以来、地方長官繁務ノ中ニ於テモ臨会シテ自ラ衛生ノ事實及学理ト親シキ関係ヲナシ、其得失ヲ明察スルコト益々鋭ク且ツ其之ヲ実行セントス」とし、一部に熱心な地方官がいることも指摘した。⁽¹⁴⁾そこからは、愛衆社を通じて地方衛生会の育成に腐心した後藤ならではの思い入れを感じとることができる。⁽¹⁵⁾

続いて、各県別の実態報告が記されている。新潟県については、三十日間に及ぶ視察を通じて、「村老ノ言」を聴取するなど、地勢全般にわたる綿密な観察結果が報告されている。⁽¹⁶⁾新潟県の場合、従前より汚濁した信濃川の水流入に飲料水を求めてきたが、先年のコレラの流行に際し被害の拡大を招いた。そうした反省から、「県官及新潟区長等此ニ注目シ、飲水ノ改良ヲ図リ、人心少シク之ニ感化セラルル」といった改善がみられた。

こうしたコレラの被害に鑑み、新潟では、「現今悪疫ノ懼ルヘキコトハ過半ノ人民ヲ知スル所タリ、故ニ政事上ヨリ予防法ノ干渉アルコトハ決シテ前日ノ如ク忌避セス」、また「必や公衆衛生ノ力ニ因ルベシ、衛生法振起セサルヘカラスト」といった認識が定着しつつあるとしている。後藤は、こうした動向について、「地方官吏のノ病災予防ノコトニ苦心セシノ漸ク見ハレタル者ト謂フベシ」と評価し、さらに医療施設の充実と衛生統計の整備に期待をよせた。⁽¹⁷⁾

後藤はまた、地方衛生当局の取組みのみならず、「民情」への配慮にも言及し、「自治衛生」の実態と展望を示して新潟県視察を総括した。⁽¹⁸⁾

後藤は新潟に続き、長野、群馬両県の視察を予定していた。ところが、五月二十二日付で後藤は新たに東京試験所長心得兼任を命じられた。⁽¹⁹⁾そのため、両県の巡回はまさに駆け足の視察となった。

かくして、長野県視察は六月十一日から六日間、信州南部の一部の地域に限定して行われた。⁽²⁰⁾そこでの問題は、「著名ナル善光寺阿弥院如来ナルモコトアリテ一心之ヲ信仰シ只管仏力ニ依頼スルノ念慮其習慣トナルコト久シクテ衛生ノ説法ハ耳底ニ達シ難キノ風アリ」との点にあった。信仰の厚い土地柄、おそらく上述の『虎列刺豫防論解』も頒布され、教導者による説法も行われたのであろうが、なかなか民衆の心に浸透するのは容易でなかったようである。

しかし、復命書の後半では、コレラの流行が村民の悪疫に対する恐怖心を呼びさまし、近時「衛生課ノ説論ニ従ヒ井ヲ鑿チテ飲水ヲ改良セシ」ことなど、おそまきながらも改善の徴候が窺えるとして、明るい展望も述べられている。

また、最後の視察地となった群馬県については、「職業衛生」の視点より農商務省所管の富岡製糸場を、さらに遊興地の衛生事情を知るべく伊香保地方を巡視した。全般的に衛生状況は良好で、衛生課員が頻繁に戸長や衛生委員を懇諭、督励しているなど、衛生行政も着実に進展しているとの報告がなされている。⁽²¹⁾

復命書の最後には、「新潟長野群馬三県習慣衛生ノ沿革」と題する報告書がみえ、「飲食物」、「衣服」、「家屋」その他、二十一項目にわたる分類、整理がなされている。⁽²²⁾

以上のように、「新潟長野群馬三県巡回復命書」を詳細に検討してみると、後藤が視察の対象を地勢、民情、風俗、慣習など広範に設定し、独自の衛生概念を模索していたことがわかる。すなわち、後藤は衛生を定義する

にあたり、「その地文的、歴史的、経済的關係を力説」したのである。⁽²³⁾

こうした後藤の衛生概念は、後にその著書『衛生制度論』において体系化される。同書の中で後藤は、「衛生実務者ノ最モ注意ヲ要スヘキ事ハ、地文学的關係並ニ民間慣習衛生法ノ沿革ニ在リ。衛生制度ヲ実施スルニハ、世態、人情、風俗、職業ノ変遷ト比照シテ、考察ヲ加フヘキ事ヲ忘ルヘカラス。」と明確に論じている。⁽²⁴⁾

内務省入省早々、後藤は地方衛生視察を通じて、広範かつ日本固有の衛生概念の構築を模索し、あるべき衛生行政の展望を切り拓いたのである。⁽²⁵⁾

(1) 『松香私志』の中で長与自身が述べているように、長与の構想した衛生概念は、プロシア歴訪の際に接した「健康保護」なる概念を中核に、アメリカ流の自治的要素を加味したものであった。「健康警察医ヲ設ク可キノ建白」等、一連の後藤の建白にみえる衛生概念にも、同様の思考が見られ、長与はこれに共感して後藤に内務省入りを勧めたと言われる(『後藤新平』第一巻、二四四頁)。

(2) 『後藤新平文書』(四、衛生局時代)、「新潟長野群馬三県巡回復命書」明治十六年四月発程、同六月帰京(山田顕義内務卿宛)。

(3) 同右書、明治十六年八月付書類。

(4) 愛知県におけるコレラの感染実態については、渡辺則雄「愛知県におけるコレラの流行」『東海近代史研究』第一四号に詳しい。それによると、『愛知新聞』の報道から、名古屋区、愛知郡、海東郡、海西郡を中心に感染が拡大し、これらの地域では三〇〇人以上の感染者を記録した。県全体で患者数は一七六九人を数えた。安場愛知県令は、同年六月二〇日、布達を出して県民にコレラへの注意を喚起した。三重、岐阜、長野、静岡など隣接する県への交通網を遮断するため、道路、橋梁、渡船場の閉鎖が行われたが、消毒班、官憲による衛生警察的措置は民衆との衝突を引き起こし、負傷者や殉職者を出す結果となった(渡辺論文、六七頁以下)。

(5) 三宅秀「地方衛生巡察要領」は明治十三年の地方視察をまとめたもので、視察地として内陸部を優先したのは、沿岸地域は交通事情や食糧事情が良好なためである(『後藤新平』第一巻、三一九頁)。

(6) 内務省衛生局も、公共施設における衛生実態には早くから注目しており、温泉地をはじめ民衆の集合しやすい各

所の衛生管理に着手していた(『医制百年史』、『内務省史』第三卷、衛生行政等)。

(7) 『後藤新平文書』(四、衛生局時代)、『新潟長野群馬三県巡回復命書』。

(8) 後藤の「自治衛生」に対する考え方の根底には、「開闢以来今日ニ到ルマテ、苟モ人類ノ棲息セル以上ハ仮令ヒ衛生ノ名ナキモ自ラ其道ノ存スルコト疑ナシ」との視点が存在していた。

(9) 『新潟長野群馬三県巡回復命書』。

(10) 『官報』第一七七号、第一九九号、第一二二一号、第一二三号、第一二五号。

(11) 「凡地方衛生ハ中央衛生ノ本体ニ正比例ノ成績ヲナスコト猶枝梢ノ健康ハ本幹ノ健康ニ正比例ヲナスガゴトシ」と後藤の基本認識が記されている(「大要」)。

(12) (13) 衛生行政に熱心な地方官が存在する一方で、職場環境の劣悪さや衛生のもつ社会的重要性への無理解から有為の人材を確保することは至難の業であり、それは「地方官の苦しむ所」であった。この点について、後藤は「依然他課ト兼務スル者多キハ所謂衛生料理ニ惡臭味ヲ与フル素因ノ一ト謂ハサルヲ得ス」と復命書の中で述べている(『新潟長野群馬三県巡回復命書』)。

(14) 『太政類典』衛生二、内務省案要議「町村戸長及衛生委員虎列刺病ニ感染又ハ死亡ノ者手当料給与方」などの措置は講じられたが、人件費への配慮は必ずしも十分とはいえないのが実情であった。

(15) 水沢市後藤新平記念館所蔵『後藤新平文書』、「三、名古屋時代」三、愛衆社関係の中で、後藤が衛生拡充の道は、「唯之ヲ官ニノミ委ネス、有志團結シ相謀ルニアリ」とした点に明瞭に表れている。

(16) 『後藤新平文書』、『復命書』、「其の一、第一区衛生連合会の景況」によれば、明治十六年五月三十日より六月八日にかけて、「警視庁東京府神奈川県以下七県ノ衛生課長及ビ開会地即新潟県ノ警部長病院長等成規ノ如ク参会ス」との記録がみえ、木梨精一郎書記官(永山盛輝新潟県令の代理)を会長とする衛生連合会の模様が報告されている。

(17) 後藤は新潟視察の締め括りとして、「自治衛生」の要である地方官について、「地方官ハ衛生百般ノコトヲ挙ケテ皆実施シ、以テ其ノ功ヲ収メント欲スルノ念アルモ現今ノ民情ニ対シテ着手シ難キ者アリ、可成簡單ヲ旨トシテ求メテ一ヲ得ルヨリハ、一ヲ求メテ之ヲ得ルノ宜シカサルヲ以テノ故ナラン」と所感を述べた。

(18) 『太政類典』衛生一、各県へ内務省布達「地方衛生会費用支弁法」(明治十三年二月十七日付)。以下、漸次地方の衛生行政の拡充、強化に向けて政府も検討を進めていたが、各県における取組みは後藤の復命書からも明らかにな

うに、区々であったと言える。

(19) 明治十三年五月、衛生局試験所章程等が定められ、東京、大阪、横浜の衛生試験所が改組された。大気、用水、土壌、衣服、飲食物等の検査にあたる検明部と、薬品検査を担当する司薬部、および庶務掛が設けられた(『後藤新平』第一巻)。

(20) (23) 『後藤新平文書』(四、衛生局時代)、同上復命書。

(24) 水沢市後藤新平記念館『後藤新平文書』、『衛生制度論』序文。

(25) 拙稿「近代日本における衛生行政論の展開」参照。

五、結び

後藤は、明治二十三年刊行の自著『衛生制度論』の中で、衛生行政上留意すべき点として「民間慣習衛生法ノ沿革」、「世態、人情、風俗、職業ノ変遷」などを挙げている。

明治十年代前半に後藤が執筆した多くの建白は、どちらかといえば「衛生警察」の面に重点が置かれていた。それが、明治十六年に内務省に入省して以降、長与衛生局長の薫陶を受け、地方衛生視察等を通じて、次第に「自治衛生」の重要性を認識するに至ったものと考えられる。

もっとも、すでに名古屋時代、愛知県病院長として地方衛生会の前身、愛衆社を興し、「自治衛生」の試験的経験を積んでいたことは見逃せない。かかる経験が、内務省衛生局での行政活動とあいまって、後藤独自の衛生概念の形成に影響を与えたことは想像に難くない。

さらに、明治十二年のコレラの感染爆発に対する行政的対応の教訓が、直接、間接に後藤ら衛生行政官の思考を強く規定したことはもはや争う余地はなからう。『虎列刺豫防論解』の頒布が如実に物語るように、伝染病を阻止するには警察力による統制には限界があり、民衆の側の協力が不可欠である。そこで、内務省衛生局は、警

視局のみならず神社行政を所管する社寺局とも連携して、民衆の教化に腐心した。このことは、「自治衛生」の進展こそが「衛生警察」の強化に結びつくとの認識を一層深める結果となった。

かかる明治十年代の衛生行政における試行錯誤は、後藤が復命書の中で強調した如く、「海外ノ制ヲ採リ、直ニ之ヲ本邦ニ移ス」ことの限界と、「日本的」衛生概念の構築の必要性を行政当局者に認識させるに十分であったということができよう。